

## 補助対象事業一覧表

No	補助対象事業名	担当課
1	府中市職員互助会	職員課
2	消防団員厚生事業	防災危機管理課
3	災害予防運動事業	防災危機管理課
4	市民提案型協働事業	協働推進課
5	府中市地域活性化事業	協働推進課
6	農業担い手支援事業	経済観光課
7	経営改善事業	経済観光課
8	府中市商店会街路灯等LED化事業	経済観光課
9	交通安全運動事業	地域安全対策課
10	防犯運動事業	地域安全対策課
11	原水爆禁止運動事業	文化生涯学習課
12	文化団体活動事業	文化生涯学習課
13	青少年団体大会参加補助事業	文化生涯学習課
14	史談会活動事業	ふるさと文化財課
15	体育団体活動事業	スポーツ振興課
16	スポーツ大会参加補助事業	スポーツ振興課
17	ジュニアスポーツ活動事業	スポーツ振興課
18	福祉サービス第三者評価受審費用助成事業	地域福祉推進課
19	障害者社会参加促進事業費補助事業	障害者福祉課
20	消防団運営事業	防災危機管理課
21	府中市自治会連合会運営事業	地域コミュニティ課
22	公会堂設置費等補助事業	地域コミュニティ課
23	府中市民間シェルター連絡会助成事業	地域コミュニティ課
24	府中市勤労者福祉振興公社運営事業	住宅勤労課
25	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	住宅勤労課
26	灌漑用水対策事業	経済観光課
27	農業生産団体育成事業	経済観光課
28	水土里保全活動事業	経済観光課
29	商工業振興事業	経済観光課
30	商店街イベント事業	経済観光課
31	商店街活性化事業	経済観光課
32	商店街共同施設電気料補助事業	経済観光課
33	製造業等活性化事業	経済観光課
34	特産品等開発支援事業	経済観光課
35	観光事業	経済観光課
36	例大祭観光事業	経済観光課
37	府中駅周辺防犯カメラシステム運用事業	地域安全対策課
38	商店街等防犯カメラ整備事業	地域安全対策課
39	コミュニティバス運行助成事業	地域安全対策課
40	コミュニティバス停留所等整備事業	地域安全対策課
41	府中文化振興財団自主事業	文化生涯学習課

42	郷土の森博物館自主事業	ふるさと文化財課
43	府中市社会福祉協議会運営事業	地域福祉推進課
44	単位シニアクラブ運営事業	高齢者支援課
45	シニアクラブ連合会運営事業	高齢者支援課
46	府中市シルバー人材センター運営事業	高齢者支援課
47	障害者日中活動系サービス事業所運営費補助事業	障害者福祉課
48	障害者日中活動系サービス事業所運営費補助事業 (障害児施設)	障害者福祉課
49	みずき障害福祉サービス運営事業	障害者福祉課
50	府中生活実習所短期入所事業	障害者福祉課
51	あけぼのショートステイ事業	障害者福祉課
52	地域子育てひろば活動支援事業	子育て支援課
53	青少年対策地区活動推進事業	児童青少年課
54	子ども会活動事業	児童青少年課

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	1	府中市職員互助会	政策総務部職員課
事業開始年度	昭和34年		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市職員互助会補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【目的】 地方公務員法で規定する福利厚生制度の保健、その他厚生に関する事項を実施することにより、職員相互の親睦と福祉の増進を目的とする。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>レクリエーション、スポーツ及び文化活動等の福利厚生事業の増進に関する事。</li> <li>災害見舞金等各種の共済給付に関する事。</li> <li>物資購入、販売に関する事。</li> <li>生活資金の貸付に関する事。</li> </ol>		
補助の目的及び内容	<p>【目的】 地方公務員法第42条の規定に基づき会員の親睦と福祉を増進するとともに、公務の能率的な運営を図ることを目的とする。(昭和34年4月25日設立)</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各種レクリエーション事業及びスポーツ・文化事業の促進、その他の福利厚生増進</li> <li>保養施設事業の充実</li> <li>選択型福利厚生事業の実施</li> </ol> <p>【根拠】 「府中市職員互助会補助金交付要綱」に基づき、文化事業費、体育事業費、保養施設事業費、厚生事業費を補助対象経費とする。</p>		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化事業、体育事業、保養施設事業(各種幹旋やソフトボール大会等)</li> <li>カフェテリアプランポイントについては補助対象外</li> </ul>		
補助による効果	会員の相互の親睦と福祉を増進するとともに、公務の能率的な運営を図ることができる。		
補助率	特に定めていない。		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>福利厚生的手法として、補助が適切かどうかを検証するとともに、他市水準を踏まえた補助金額の妥当性を、主管課において検証し、見直しを検討すべきである。</p> <p>見直しの視点 : 歳出削減や歳入確保が可能な団体に対する補助金</p>		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	2	消防団員厚生事業	行政管理部防災危機管理課
事業開始年度	昭和59年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市消防団員互助会補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>会員(団員)相互の親睦と福利厚生を図り、消防団の活動を強化するとともに社会の災害の未然防止と被害を軽減することで社会福祉の増進に寄与することを目的とし、会員の相互扶助と福利厚生を図るための事業、会員相互の親睦と連絡協調を図るための事業、各分団の親睦を図るための交流事業その他本会の目的達成上必要な事業を実施する。</p>		
補助の目的及び内容	<p>府中市消防団員で組織する互助会が会員相互の親睦と福利厚生を目的として行う事業に必要な経費の一部について、予算の範囲内で補助するもの</p>		
補助対象経費	<p>当該互助会が実施する事業のうち厚生事業(慶弔金等の共済給費事業や互助会運営事業は対象外)</p>		
補助による効果	<p>団員相互の親睦の深化や消防団のチームワークの醸成のほか、団員の定着率向上に寄与している。また、団員の家族等が消防団活動を理解するうえでの一助となっている。</p>		
補助率	<p>補助率の設定はしていない、予算の範囲内で補助するもの 28年度決算ベースで厚生事業の事業費のうち補助金が占める割合 約41%</p>		
評価結果	<p>見直しすべきもの</p>		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>厚生事業について、団員やその家族のニーズに即した内容となっているか、主管課は団体に確認のうえ事業内容を精査し、対応方法を検討の上、見直しを検討すべきである。 見直しの視点 : 歳出削減や歳入確保が可能な団体に対する補助金</p>		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	3	災害予防運動事業	行政管理部防災危機管理課
事業開始年度	昭和62年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市災害防止協会補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【名称】災害防止協会</p> <p>【活動目的】諸法令及び条例規則ならびに消防各般の事象を研究し、防火防災の思想及び防災行動力の普及啓発に努め、災害による被害を防止するとともに防災管理の充実を期し、併せて会員相互の連絡協調、親睦を図り、社会福祉の増進に寄与すること</p> <p>【内容】防火防災思想の普及及び広報事業、消防少年団の育成事業、園児及び小・中学生の指導育成事業、女性防火の会への支援、消防研究事業、警戒・訓練・視察等の支援、表彰救慰事業、備品・消耗品の整備事業、講習会・会議等の開催、その他の事業</p>		
補助の目的及び内容	<p>【目的】府中市民に対する災害防止思想の普及及び高揚</p> <p>【内容】府中市災害防止協会が実施する広報に対するの補助。秋・春の火災予防運動の広報誌作成、消防少年団広報、各種災害予防広報、防災指導用具助成、府中女性防火の会の広報助成</p>		
補助対象経費	事業費広報費、消防少年団広報費、女性防火の会の広報費		
補助による効果	<p>秋・春の火災予防運動や各種イベントをとおして、広報ポスターや広報用グッズの作成・配布など、府中市民の防火防災意識の啓発に寄与している。</p> <p>少年消防団、女性防火の会の育成事業は、幅広い年代層の災害防止思想の継続的な啓発に寄与している。</p>		
補助率	なし		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>関連団体への再補助になっている広報費について、主管課は補助の目的及び効果を明確にし、事業内容を精査すべきである。</p>		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	4	市民提案型協働事業	市民協働推進部協働推進課
事業開始年度	平成27年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市市民提案型協働事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>提案・審査により交付団体、事業内容、補助金額は例年異なる。            【補助金交付対象者】次に掲げる要件の全てを満たす団体。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内に活動の拠点を有し、5人以上の構成員で組織されていること。</li> <li>2 定款、規則、会則その他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること。</li> <li>3 適正な会計処理が行われていること又は行われる見込みがあること。</li> <li>4 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。</li> <li>5 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にないこと。</li> <li>6 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)の規定による処分を受けていないこと又は当該団体若しくはその役員若しくは構成員の統制下にないこと。</li> </ol>		
補助の目的及び内容	<p>【目的】協働によるまちづくりの推進のため            【内容】地域の課題や社会的な課題の解決に向けて市民と市とが連携・協力して取り組む事業で、その具体的な効果が期待できるもの。            ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 営利を目的とするもの</li> <li>2 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの</li> <li>3 政治活動又は宗教活動に関するもの</li> <li>4 施設等の整備を目的とするもの</li> <li>5 政策立案のための調査その他の政策の提案に関するもの</li> <li>6 学術的な研究に関するもの</li> <li>7 地域住民の交流行事その他の親睦を目的とするもの</li> <li>8 国、地方公共団体等から補助を受けるもの</li> <li>9 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象となる事業として不適当と認めるもの</li> </ol>		
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 講師等への謝礼金</li> <li>2 消耗品費</li> <li>3 印刷製本費</li> <li>4 通信運搬費</li> <li>5 保険料</li> <li>6 会場等の使用料又は賃借料</li> <li>7 会場の舞台装置その他の設備の設営費</li> <li>8 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費</li> </ol>		
補助による効果	<p>市民団体等が有する先駆性、専門性、柔軟性等を生かしながら、地域課題の解決を図る事業であるため、市民の視点から地域課題や市民ニーズをとらえた「協働によるまちづくり」を推進できる事業を展開することができる。            また、協働で事業を行うにあたり、市民及び職員に協働の手法や原則を学んでいただくとともに、協働への理解を深めていただくきっかけとなる。</p>		
補助率	補助対象経費の1/2に相当する額で、50万円を限度とする。		
評価結果	拡充すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度にわたる補助を検討するとともに、補助金交付後の後追いを行うなど、主管課は事業の継続性を高める制度設計を行うべきである。</li> <li>・本事業を多くの市民に活用してもらえるよう、周知方法等の改善に努めるべきである。</li> </ul>		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	5	府中市地域活性化事業補助金	市民協働推進部協働推進課
事業開始年度	平成22年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市地域活性化事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>[団体の名称] けやきフェスタよさこいin府中実行委員会                      [活動目的] 府中の観光資源のPRと商店街の活性化及び地域交流を目的としたイベント(けやきフェスタよさこいin府中)の開催                      [活動内容] 毎年8月に実施するよさこいイベントに向け企画・運営を行っている。</p>		
補助の目的及び内容	<p>本事業は、観光振興や商店街の活性化並びに市民活動の推進を目的に、けやき並木や大國魂神社等を会場として行う「よさこい演舞」のイベントを、市民や商店会会員、企業からの推薦者等で構成する実行委員会が企画・運営する事業であり、平成18年度から21年度までは委託事業として、22年度からは補助事業として実施している。</p>		
補助対象経費	<p>審査員等への謝礼金、消耗品費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、印刷製本費、設営費、そのほか市長が必要と認める経費</p>		
補助による効果	<p>府中市の観光資源のPR、商店街の活性化、参加チーム及び市民との交流促進、よさこいに興味がある市民の参加の促進に期待できる。</p>		
補助率	<p>補助対象事業費の1/2の額又は、事業費から協賛金その他の収入を差し引いた額のいずれか少ない額を対象に、平成29年度は295万9千円を上限に補助。</p>		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>主管課は、定量的な指標を設定し、補助の効果を測定したうえで、補助事業の必要性を明確化すべきである。                      見直しの視点 : アウトカム指標の設定が可能な補助金</p>		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	6	府中市農業担い手支援事業補助金	生活環境部経済観光課
事業開始年度	平成19年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市農業担い手支援事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【名称】府中市農業後継者連絡協議会</p> <p>【活動目的】市内の農業後継者間の連絡を密にするとともに、農業経営の近代化を図り、もって農業後継者の確保育成に努めることを目的とする。</p> <p>【活動内容】市民を対象にした体験事業の実施、農業まつりへの協力、関係機関が実施する担い手育成事業の推進協力、研修会・講習会の開催、視察研修の実施ほか</p>		
補助の目的及び内容	<p>家族経営である農業を次世代に継承していくためには、後継者(担い手)の育成が不可欠であることから、市内に在住する50歳未満の者で、市内で農業を営んでいる者及び近い将来において市内で農業を営もうとしている者を支援することにより、本市における農業の発展を図ることを目的とする。</p>		
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 栽培技術等向上事業...事業の実施に係る資材費、会場使用料その他の運営費</li> <li>2 農業問題対策事業...農業問題対策の取組に係る講習会費</li> </ol>		
補助による効果	<p>農業体験事業や景観作物の栽培講習会を補助事業として実施しており、地域住民の都市農業への理解を深めるとともに、会員の農業経営改善も行っている。団体のこうした活動を支援することは、後継者の農業離れ対策の一助となっている。</p>		
補助率	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 栽培技術等向上事業...補助対象経費の実支出額の1/2の額(上限額5万円)</li> <li>2 農業問題対策事業...補助対象経費の実支出額の1/2の額(上限額15万円)</li> </ol>		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>事業内容が「担い手の育成」という目的を達成できているとは言い難いため、主管課は、目的が達成できる事業手法となるよう、団体と対応方法を検討し、見直しを検討すべきである。</p> <p>見直しの視点 : 歳出削減や歳入確保が可能な団体に対する補助金</p>		



## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	7	経営改善事業	生活環境部経済観光課
事業開始年度	平成25年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市経営改善事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>[団体名] むさし府中商工会議所</p> <p>[活動目的] 地区内における商工業の総合的な改善・発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資する。</p> <p>[内容] 商工業に関する調査研究を行うこと、商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと、商工業に係る講演会又は講習会を開催すること、等</p>		
補助の目的及び内容	<p>[目的及び内容]</p> <p>小規模事業者等の経営管理の合理化及び技術の改善・発達を図り、商工業の振興と安定に寄与する。</p>		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善普及事業: 経営改善普及事業に要する経費</li> <li>・団体育成指導事業: 団体育成指導事業に要する経費</li> </ul>		
補助による効果	<p>団体が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業を促進し、もって、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者並びに創業を予定する者の振興と安定に寄与することができる。</p>		
補助率	東京都その他の公的機関からの補助額を控除した額の1/2		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>主管課は、定量的な指標を設定し、補助の効果を測定したうえで、補助事業の必要性を明確化すべきである。</p> <p>見直しの視点 : アウトカム指標の設定が可能な補助金</p>		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	8	府中市商店会街路灯等LED化事業	生活環境部経済観光課
事業開始年度	平成25年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市商店会街路灯等LED化事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>〔団体〕市内商店会等</p> <p>〔活動目的及び内容〕商店街が形成されてる地域において小売商業・サービス業等を営む者が協同して経済事業を行うとともに、当該地域の環境の整備改善を図る。</p>		
補助の目的及び内容	<p>〔目的〕商店会が街路灯のLED化事業を行った場合に、当該商店会に対し、経費の一部を補助することで商店会の経費負担の軽減を図り、もって商店会の活性化に寄与し、併せて環境負荷低減対策の促進に寄与する。</p> <p>〔内容〕装飾街路灯のLED化に係る事業費の補助。</p>		
補助対象経費	<p>東京都政策課題対応型商店街事業費補助金の交付対象になる次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LED街路灯の設置に要する経費(LED街路灯の設置に係る工事費、プレートの貼付に要する経費、上記の工事に係る調査及び測量試験費、工事実施に係る施工監理等を委託する経費)</li> <li>・街路灯ランプのLEDランプへの交換に係る工事費</li> </ul>		
補助による効果	商店会会員の高齢化や後継者問題により街路灯維持の負担度合いが増す中、LED化をすることにより長期的な視点から見て、商店会の負担を軽減することができる。		
補助率	補助対象経費の1/10(千円未満切捨て) 補助限度額:1基当たり60万円。		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	平成32年12月に一般照明用の高圧水銀ランプの製造及び輸出入が禁止されることから、主管課は、平成31年度までに事業の完了を目指し、取り組むべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	9	交通安全運動事業	生活環境部地域安全対策課
事業開始年度	昭和36年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中交通安全協会補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【補助金交付団体の名称】府中交通安全協会</p> <p>【活動目的】市民の交通安全思想を高めて、交通事故及び交通渋滞を防止するため、関係行政機関・団体等と協力し、必要な事業を実施するとともに、協会員自らが交通マナーを遵守・実践し、他の範となることで市内に交通安全意識を普及させる。</p> <p>【活動内容】講習会等を通じた交通安全教育の推進、街頭活動やチラシ・啓蒙品配布等による広報活動、各種交通安全行事の推進・参加、交通少年団の育成、交通功労者等の表彰。</p>		
補助の目的及び内容	<p>市民の交通安全確保に関する、次の諸事業の遂行に必要な経費を補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全思想の普及・啓発事業</li> <li>2 交通事故防止対策諸事業</li> <li>3 交通事故防止のための調査及び研究事業</li> </ol> <p>根拠法令「府中交通安全協会補助金交付要綱」(昭和36年4月1日施行)</p>		
補助対象経費	<p>・交通安全思想の普及及び指導に係るもの ・交通事故防止のための諸行事 ・交通事故防止のための啓蒙用看板、冊子等の作成 ・交通事故防止のための調査及び研究</p>		
補助による効果	府中市民の交通安全思想の高揚及び交通事故防止。		
補助率	補助率の設定はしていない。予算の範囲内において補助額を決定。【平成29年度実補助率】定例事業約34%、定例外事業100%(府中市補助金等審査委員会において決定)		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	要綱で補助対象経費や補助率を明確化すべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	10	防犯運動事業	生活環境部地域安全対策課
事業開始年度	昭和36年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市市民生活の安全確保に関する条例 府中防犯協会補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	【補助金交付団体の名称】府中防犯協会 【活動目的】市内の犯罪防止のため、市や警察の防犯活動に協力するとともに会員が相互に連携協力し、自主的活動を積極的に行い、市民の防犯意識の高揚を図り「明るく、犯罪のない」平穏なまちづくりに寄与すること。		
補助の目的及び内容	府中市民に対する防犯意識の普及および高揚を図るために実施し、諸事業の遂行に必要な経費を補助する。		
補助対象経費	防犯運動事業にかかる事業費を補助対象経費としている。		
補助による効果	補助することにより市内犯罪防止のため、積極的且つ自主的に防犯活動を展開し「明るく、犯罪のない」平穏なまちづくりに寄与している。		
補助率	平成29年度の補助率実績は約30パーセント		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	要綱で補助対象経費や補助率を明確化すべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	11	府中市原水爆禁止運動事業	文化スポーツ部文化生涯学習課
事業開始年度	昭和32年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市原水爆禁止運動事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>原水爆禁止運動を通じて核兵器の廃絶、戦争のない平和な世界の実現をめざす。          【原水爆禁止府中協議会】核兵器廃絶・被爆者救援の宣伝署名活動、国民平和行進の取組み、原水爆禁止世界大会への代表派遣、府中子どもまつりでの折り鶴指導ほか          【原水爆禁止府中市民会議】反核平和の火リレー、原水禁ヒロシマ子ども派遣団の派遣、子ども派遣団報告会、平和講演会 ほか</p>		
補助の目的及び内容	<p>わが国は、世界唯一の戦争における被爆国であることから、原水爆禁止運動が国民的な運動として起こり、世界のさまざまな国が核開発を進める時代背景のもと運動は国際的な広がりを見せた。          こうした中で、市民を対象に原水爆禁止に係る普及事業を実施している団体に対して、原水爆禁止の大会参加の旅費及びその報告書作成費、事務費を補助するもの。</p>		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原水爆禁止世界大会参加</li> <li>・大会参加費、宣伝費、会場費、印刷費、通信費は対象、打合せ経費は対象外</li> </ul>		
補助による効果	<p>ヒロシマ子ども派遣により子どもたちに核兵器の恐ろしさを伝承したり、多くの市民が原水爆禁止運動を理解し参加できるよう地域宣伝活動を実施するなど、市民の平和意識の啓発に努めている。</p>		
補助率	1団体につき40,000円		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>主管課は、より多くの市民が平和意識の醸成を図ることができる新たな取組への転換を検討すべきである。          見直しの視点 : 財政援助以外の支援に移行できる団体に対する補助金</p>		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	12	文化団体活動事業	文化スポーツ部文化生涯学習課
事業開始年度	昭和59年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市市民文化活動に対する補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	府中市芸術文化協会は、市民の文化芸術の振興を図るとともに、調和と発展を目的としたコミュニティの輪を広げ、豊かなふるさと府中の実現を目指す。		
補助の目的及び内容	<p>【目的】市民による芸術文化の向上発展は、府中市芸術文化協会加盟団体(37団体)の実施する事業に大きく影響されている。これらの団体が行う事業に補助することで、府中市の伝統文化・芸術の継承及び、新しい文化人の育成に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】昭和59年4月1日から補助事業が開催されている。市民文化活動に対する補助金交付要綱に基づき、府中市芸術文化協会加盟団体が行う、市民を対象に文化活動の機会と場を提供する事業の1/2以内、14,000円を限度として補助金を交付する。</p>		
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施に当たって招く外部講師や指導者等に支払う謝礼金</li> <li>2 事業に必要とされる消耗品、事務用品の購入及び印刷費</li> <li>3 事業開催に伴う連絡等に要する郵便料及び荷物等の運搬料</li> <li>4 事業実施に必要な会場使用料及び器具使用料</li> <li>5 事業実施に必要な委託料</li> <li>6 その他当該事業に係る経費</li> </ol>		
補助による効果	様々な芸術文化活動を補助することにより、市民交流を深め、伝統文化や伝統芸能とふれあい、芸術文化への興味と理解を育み、健全な地域社会づくりに貢献している。		
補助率	補助率:1/2、上限額14,000円		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>・主管課は、定量的な指標を設定し、補助の効果を測定したうえで、補助事業の必要性を明確化すべきである。</p> <p>・繰越金が多い団体については、主管課において、団体の運営状況を確認し、補助の必要性を検証すべきである。</p> <p>見直しの視点 :アウトカム指標の設定が可能な補助金</p>		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	13	青少年団体大会参加補助事業	文化スポーツ部文化生涯学習課
事業開始年度	平成2年		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市青少年団体の芸術祭・コンクール等参加補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	補助金交付の対象となる者は、次のいずれかに該当する団体とする。ただし、市から他の補助金等の交付を受けている者は、この限りでない。(1)団体を構成する者(指導者を除く。)の3分の2以上の者が市内に住所を有する青少年(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている29歳以下の者をいう。)で構成される団体であって、市内に活動拠点を有するもの(2)市内に存する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校のクラブ又は同法に規定する中学校、高等学校若しくは大学において部活動を行う団体		
補助の目的及び内容	国内で開催される全国大会規模又は国際的な芸術祭・コンクール等に予選会等の選抜を受け参加出演する府中市内の青少年団体に対して、参加出演にかかる交通費及び宿泊費を補助することにより負担を軽減し、芸術活動を通じた情操豊かな青少年の育成を図ることを目的とする。		
補助対象経費	団体が行事に参加するために支出する交通費及び宿泊費		
補助による効果	市内で活動する青少年団体が優秀な成績をあげた場合、これを奨励、支援することは、本市における文化・芸術活動のさらなる発展に寄与する。		
補助率	補助対象経費の1/2、上限270,000円。行事の主催者等(国及び地方公共団体を含む)が補助対象経費の一部を負担するときは、当該補助対象経費から主催者等が負担する額を差し引いて得た額の1/2の額(当該1/2の額が135,000円を超えるときは、135,000円)とする。		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>・主管課は、定量的な指標を設定し、補助の効果を測定したうえで、補助事業の必要性を明確化すべきである。</p> <p>・補助金の交付件数が少ないため、主管課は市内の大学等への周知を図るなど、補助制度の周知を徹底すべきである。</p> <p>見直しの視点 : アウトカム指標の設定が可能な補助金</p>		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	14	史談会活動事業	文化スポーツ部ふるさと文化財課
事業開始年度	昭和56年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市史談会活動事業補助金要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【名称】府中市史談会            【活動目的】武蔵府中を中心とした郷土の歴史を研究し、地域文化の向上に資する。            【活動内容】1 郷土の歴史文化に関する講演会の開催。2 研究発表会の開催。3 機関紙(会報)の発行、図書の作成と販売。4 史跡見学会の実施。5 市と協働で行う歴史・文化遺産の保存と活用。</p>		
補助の目的及び内容	<p>【目的】市民が主体となって、郷土文化の調査研究をしている府中市史談会に対して補助金を交付することで、地域文化の向上に寄与する。            【内容】文化財の保存・活用事業を市と協働で実施する。</p>		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史談会活動事業</li> <li>・会議費、事務費、予備費は対象外、事業費のうち、会報発行費の市民配布分のみが対象</li> </ul>		
補助による効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が主体となった郷土文化の調査研究が促進でき、より広範な郷土史と民俗文化財の記録が保存できる。</li> <li>・文化財の保存・活用事業に市と協働で実施することで、史談会の会員の専門的知識を活かし、専門分野での市政参加の場を提供することができる。</li> </ul>		
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率の設定はしていない、現在は上限額64,000円</li> </ul>		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	補助対象経費が一般市民頒布分の機関誌の印刷費となっているため、主管課は、市民公開講座への補助に見直すなど、新規会員獲得のための事業に対する補助となるよう、対応方法を団体と検討すべきである。		



## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	15	体育団体活動事業	文化スポーツ部スポーツ振興課
事業開始年度	昭和56年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	スポーツ基本法 府中市体育団体活動事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【活動目的】それぞれの種目の競技力向上、競技人口の拡大を図るとともに、スポーツ愛好者相互の親睦を深めること。また、それを通じて市のスポーツ振興及び市民の健康増進に努めること。</p> <p>【活動内容】主に競技人口の拡大のための体験会、競技力向上のための講習会及び日頃の成果を発揮するための大会等の事業を実施している。</p> <p>また、日常的なスポーツ活動を希望する市民に対してチームを紹介する際の連絡役・調整役も担っている。</p>		
補助の目的及び内容	<p>【目的】体育協会加盟団体及びそれに準ずる団体または青少年スポーツ団体が、市民にスポーツ活動の機会と場を提供するために行う事業に対し、年1回補助金を交付することにより社会体育の振興を図る。</p> <p>【積算基準】交付額は、当該事業にかかる対象経費（報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）の1/2以内の額とし、かつ、400,000円以内とする。</p> <p>【平成29年度交付要望団体】28団体</p>		
補助対象経費	<p>【補助対象経費】報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料</p> <p>【補助対象外経費】賃金、旅費、食糧費、備品購入費</p>		
補助による効果	それぞれの種目の競技力向上、競技人口の拡大を図るとともに、スポーツ愛好者相互の親睦を深め、それを通じて市のスポーツ振興及び市民の健康増進。		
補助率	<p>【補助率】補助対象経費の1/2</p> <p>【上限額】400,000円</p>		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	「市民のスポーツ実施率」を指標としていることから、主管課は新たな参加者を獲得する事業となるよう、団体と対応方法を検討すべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	16	全国大会等出場者補助事業	文化スポーツ部スポーツ振興課
事業開始年度	昭和59年		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市全国大会等出場者に対する補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	全国大会等に出場した個人または団体		
補助の目的及び内容	<p>【目的】スポーツ活動を行う高等学校在学以下の市民及び市内の団体に対し、全国大会・関東大会の出場に係る経費を補助することで、スポーツの振興を図る。</p> <p>【補助金額】交付額は、補助対象経費(交通費、宿泊費)の1/2以内の額とし、限度額は次のとおりとする。また、同一の出場者に対する一年度の交付は、個人は45,000円、団体は450,000円を限度とする。</p> <p>全国大会出場 個人 30,000円 団体 300,000円            関東大会出場 個人 15,000円 団体 150,000円</p>		
補助対象経費	全国大会・関東大会の出場に係る交通費、宿泊費		
補助による効果	全国大会等出場者の経費を補助することで、全国レベルの選手を多数輩出でき、本市のスポーツ振興に寄与している。		
補助率	1/2以内		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は補助金を交付した個人や団体の後追いをを行い、効果を検証すべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	17	府中市ジュニアスポーツ活動事業	文化スポーツ部スポーツ振興課
事業開始年度	昭和57年		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市ジュニアスポーツ活動事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【交付団体】市内に活動基盤を持つ少年・少女のスポーツクラブ            【活動目的】青少年の健全育成 体力・技術の向上 競技を通じて会員相互の親睦を図ること、という3点が多く見られる。            【活動内容】各団体とも技術向上のために定期的な練習を行い、その成果を発表するために大会へ参加している。また、会員相互の親睦を深めるための事業も実施している。</p>		
補助の目的及び内容	<p>【目的】市内に活動基盤を持つ少年・少女のスポーツクラブの活動に対し、補助金を交付することで、青少年の健全育成を図る。            【積算基準】補助対象経費の1/2以内の額とし、かつ、1団体30,000円に、クラブ員に係る人員割額(250円×会員数)と、指導者に係る人員割額(1,000円×指導者の推定人数)を合算した額を限度とする。            【平成30年度交付要望団体】84団体</p>		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金</li> <li>・お中元、お歳暮、クラブ内の指導者への謝礼は対象外</li> </ul>		
補助による効果	<p>補助金を交付することにより、各スポーツ団体が安定的・継続的に活動できるような、組織力を高めるための支援を実施できる。スポーツ団体への支援が、ひいては子どものスポーツ機会の提供につながる。府中市スポーツ推進計画の重点的な取組項目である「子どもの生きる力の育成」として、各種スポーツ大会開催を通じて、活動発表の場と交流機会を提供することに寄与する。</p>		
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の1/2以内の額</li> <li>・1団体30,000円に、クラブ員に係る人員割額と、指導者に係る人員割額を合算した額が限度</li> </ul>		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は団体の積立金や繰越金を把握し、補助の必要性を検証すべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	18	福祉サービス第三者評価受審費用助成事業	福祉保健部地域福祉推進課
事業開始年度	平成16年		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	市内福祉サービス事業者		
補助の目的及び内容	<p>【目的】福祉サービス第三者評価の受審結果を利用者や事業者へ情報提供することにより、サービス内容を利用者に見えるものにし、事業者のサービスの質の向上を促進し、もって利用者本位のサービスの実現を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】東京都の福祉サービス第三者評価を受審する事業者に対し、受審費用の一部又は総額を助成する。</p>		
補助対象経費	福祉サービス第三者評価受審に係る費用		
補助による効果	福祉サービス第三者評価制度の普及、及びその評価結果情報が広く公表されることに伴い、市民が安心してサービスを選択し、利用できる仕組みが確立されるとともに、事業者の質を向上させる仕組みが促進され、もって府中市福祉計画の基本理念「みんなでつくる、みんなの福祉」の実現が期待される。		
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率1/2、上限30万円(高齢者サービス、障害者サービス)</li> <li>・補助率10/10、上限60万円(子育て支援サービス、地域密着型サービス)</li> </ul>		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	受審率が低いことから、主管課は、事業者が積極的に受審し、本事業を効果的に活用できるよう、受審結果の周知方法を検討するなど、受審率を上げるための取組を検討すべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 29	19	府中市障害者社会参加促進事業費補助事業	福祉保健部障害者福祉課
事業開始年度	平成4年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市障害者社会参加促進事業費補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	障害者の福祉の向上を図る目的をもって次の事業を行っている。 1 社会的自立の促進 2 社会参加の促進 3 会員相互及び市民との交流 4 生活改善、向上のための援護 5 実態調査他		
補助の目的及び内容	障害者の福祉の向上を図る目的をもって事業を行う障害者福祉団体に対し、補助金を交付することにより、障害者の社会的自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。		
補助対象経費	補助対象団体が補助事業のために支出した経費で、次に掲げるもの(食糧費・光熱水費及び宿泊費は除く) 会場使用料及び賃借料・交通費・通信費・消耗品費・謝礼費・保険料・印刷費		
補助による効果	障害者本人及びその家族同士の交流・市民への障害啓発につながる		
補助率	補助率:1/2 上限額75,000円 ただし、他の補助対象団体による実施実績がなく、障害者の社会的自立及び社会復帰の促進に特に効果があると市長が認める場合における補助上限額は、375,000円		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は、定量的な指標を設定し、補助の効果を測定したうえで、補助事業の必要性を明確化すべきである。 見直しの視点 :アウトカム指標の設定が可能な補助金		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	20	消防団運営事業	行政管理部防災危機管理課
事業開始年度	昭和41年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市消防団に関する条例 府中市補助金等交付規則/府中市防災センター管理規則 府中市消防団運営交付金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	市町村は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条の規定により、消防事務を処理するため、消防団を設けることとされており、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている。		
補助の目的及び内容	「府中市消防団に関する条例」の規定により、消防団の維持運営を円滑に行うために必要な運営費その他経費について予算の範囲内で交付するもの		
補助対象経費	地域防災センターの管理に要する経費(軽易な補修費)のほか、消防機械器具点検費、会議費、研修費、暖房等燃料費その他の分団の維持運営に関する経費		
補助による効果	消防団の活動拠点となる「地域防災センター」の管理運営のほか、その活動の円滑な運営に寄与している		
補助率	補助率や補助基準額の定めなし(予算の範囲内で交付するもの)		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は団員の報酬や各種手当を含めた他市の状況を踏まえ、交付額の妥当性を検証すべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	21	府中市自治会連合会運営事業	市民協働推進部地域コミュニティ課
事業開始年度	昭和55年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市自治会連合会に対する補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	府中市自治会連合会 地域社会における住民自治の振興と市民生活の向上を図る。 自治会加入促進活動・ごみ減量運動・地域社会福祉活動・自治会防災運動等		
補助の目的及び内容	府中市自治会連合会の活動を補助・支援する。		
補助対象経費	市民協働対策部費、生活安全対策部費、環境対策部費、福祉対策部費、地域研修活動部費、事務局活動費他		
補助による効果	自治会の自治会連合会への加入促進、市民の自治会への加入促進		
補助率	補助率は定めていないが、活動部分にのみ補助を対象としている。		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	市民協働対策事業について、主管課は自治会連合会に対して、自治会が当該団体に加入するメリットを明確にするよう働きかけを行い、加入率の向上を図るべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	22	公会堂設置費等補助事業	市民協働推進部地域コミュニティ課
事業開始年度	不明		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市公会堂整備事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	各公会堂所有自治会		
補助の目的及び内容	自治会が所有する公会堂の維持管理事業の補助・支援を行い、地域のコミュニティの活性化、住民の公共福祉の増進を図る。		
補助対象経費	【新築】建設費の50%(限度額9,000,000円) 【改修】改修費の60%(限度額3,000,000円) 【補修】補修費の50%(限度額1,500,000円) 【敷地】課税標準額(m <sup>2</sup> あたり)×固定資産税及び都市計画税税率×1.5×助成対象面積(限度面積165m <sup>2</sup> )。		
補助による効果	コミュニティの活性化および横のつながり、連携強化に一躍買っている。		
補助率	平成28年度65%、平成29年度60%、平成30年度50%		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は補助対象としている集合住宅内の集会室の取扱いについて整理すべきである。		



## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	23	府中市民間シェルター連絡会助成事業	市民協働推進部地域コミュニティ課
事業開始年度	平成18年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市民間シェルター連絡会に対する助成に関する要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	補助金交付団体：東京多摩地域民間シェルター連絡会 女性の人権の確立と安心して暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、女性に対する暴力、とりわけ、夫やパートナーからの暴力(DV)による被害女性のためのシェルター運営と自立支援を目的とする。		
補助の目的及び内容	【目的】配偶者からの暴力等の防止及び被害者の保護を図るため設置されている一時保護施設の円滑な運営を補助することを目的として、「東京多摩地域民間シェルター連絡会」に対し、助成金を交付するもの。 【内容】1件 200,000円		
補助対象経費	シェルター・ステップハウスの運営に係る経費(家賃、光熱水費、電話料、生活用品購入費等)		
補助による効果	DV被害者は、増加傾向にあり、被害者救済のための措置が重要となってきた。しかしながら本市には、公的シェルターが無く民間シェルターに依存している状況である。補助金を交付することにより当該施設の安定した運営、引いては、DV被害者の支援になる。なお、助成金を交付している自治体の被害者が避難した際は、施設の使用料が半額となる。		
補助率	補助率の設定はしていない、一律200,000円		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は補助基準を明確にすべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	24	府中市勤労者福祉振興公社運営事業	生活環境部住宅勤労課
事業開始年度	平成3年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社に対する補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>府中市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主又は府中市内に居住し市外の中小企業に勤務する勤労者並びに市民に対し、総合的な福祉事業を行ない、もって中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業勤労者福祉に関する調査研究</li> <li>2 中小企業福祉に関する各種研究会講習会等</li> <li>3 中小企業勤労者に関する情報提供</li> <li>4 中小企業勤労者福祉事業</li> <li>5 その他の公社の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>		
補助の目的及び内容	<p>公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社の継続性と健全な運営を図ることを目的とする。</p> <p>・法令等 府中市公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社に対する補助金交付要綱</p> <p>・積算基準 人件費、管理運営費及びその他の経費を補助</p> <p>・事業開始年度 平成3年度</p>		
補助対象経費	事務費(人件費・管理事務費)、事業費		
補助による効果	中小企業に従事する勤労者及び事業主の総合的な福利厚生事業については、大企業と比較して大幅に立ち遅れており、当事業を推進する(公財)府中市勤労者福祉振興公社を助成することにより、中小企業勤労者の福祉の増進と中小企業の振興を図り、さらには地域社会の活性化が図られる。		
補助率	なし		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は当該団体の経営状況及び将来的な方向性について指導監督するとともに、歳入確保に努め、さらなる自主的・自立的な運営を働きかけるべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	25	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	生活環境部住宅勤労課
事業開始年度	平成15年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社はつらつ高齢者就業機会創出支援事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>府中市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主又は府中市内に居住し市外の中小企業に勤務する勤労者並びに市民に対し、総合的な福祉事業を行い、もって中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業勤労者福祉に関する調査研究</li> <li>2 中小企業福祉に関する各種研究会講習会等</li> <li>3 中小企業勤労者に関する情報提供</li> <li>4 高齢者に対する無料職業紹介事業として「いきいきワーク府中」の事業運営</li> <li>5 その他必要な事業</li> </ol>		
補助の目的及び内容	<p>公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社の継続性と健全な運営を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等 府中市公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社はつらつ高齢者就業機会創出支援事業補助金交付要綱</li> <li>・積算基準 人件費、管理運営費及びその他の経費を補助</li> <li>・事業開始年度 平成15年度</li> </ul>		
補助対象経費	人件費、管理運営費及びその他の経費を補助		
補助による効果	<p>厳しい経済状況などにより就職率は下がっていますが、高齢者の就労意欲は高いものの高齢者の就労機会の確保は厳しい状況にある中で、きめ細かい就業相談を行い、高齢者の就業支援を行っている。</p>		
補助率	10 / 10		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は当該団体に対して、本事業を広く周知し、さらなる就業支援に努めるよう働きかけるべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	26	灌漑用水対策事業	生活環境部経済観光課
事業開始年度	昭和61年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市灌漑用水対策事業実施要領		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【名称】府中市用水組合、府中市西府用水組合、府中市多磨用水組合</p> <p>【活動目的】水稲や果樹等を栽培するのに必要な灌漑用水を維持・管理して、農地を保全する。</p> <p>【活動内容】灌漑用水の井戸・水路・取水施設の共同での維持・管理・運営</p>		
補助の目的及び内容	水稲や果樹栽培に必要な灌漑用水の確保を図ることを目的に、各用水組合が行う灌漑用水の井戸・水路・取水施設の共同での維持・管理・運営にかかる経費を補助している。		
補助対象経費	灌漑用水井戸の運営：ポンプ運転電気料、ポンプ等修繕費 灌漑用水取水関連工事等：浚渫工事費、堰や水門の工事費、取水に関する調査費		
補助による効果	水稲や果樹栽培に必要な灌漑用水が供給されることで、市内の水田や果樹園等農地が保全されるとともに農作物の生産の安定につながる。		
補助率	【ポンプ運転電気料】80%以内、【その他】50%以内		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は高補助率の妥当性を検証すべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	27	農業生産団体育成支援事業	生活環境部経済観光課
事業開始年度	平成2年		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市農業生産団体育成事業実施要領		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>[団体名称] (7団体) 府中市農事研究会連合会、府中市果実生産出荷組合、府中市椎茸生産出荷組合、府中市植木花卉生産組合、府中市花卉園芸組合、府中市是政出荷組合、府中市押立営農組合</p> <p>[活動目的・内容] 年々厳しさを増す都市農業の経営環境下において、農業活動を組織化することで経営の安定化を図り、市民に新鮮で安全な農作物を提供することを目的としている。また、活動内容として、農業まつりや農業品評会の開催協力 生産資材、種苗類、出荷容器などの共同購入 技術講習会、視察研修会等の実施他。</p>		
補助の目的及び内容	市内農業者により組織化されている農業生産団体が行う生産資材・出荷資材等の共同購入及び家畜伝染病予防に伴う経費に対して補助を行い、もって農業振興事業の推進と農業経営の安定化を図ることを目的とする。		
補助対象経費	生産資材(肥料及び農薬を除く)、種苗類、出荷容器、出荷資材の共同購入費 家畜伝染病予防に伴う検査及び注射の経費並びにワクチンの共同購入費		
補助による効果	農業経営が安定化し、もって地産地消の推進や農地の保全、農業振興が図られる。		
補助率	生産資材等の共同購入事業...1 / 2 家畜伝染病予防関係事業...10 / 10		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主管課は、家畜伝染病予防事業の補助率を1 / 2以下に見直すことを検討すべきである。</li> <li>見直しの視点 : 補助率の高い補助金</li> <li>・主管課は繰越金が多い団体に対して、補助基準の在り方を検討すべきである。</li> </ul>		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	28	水土里保全活動事業	生活環境部経済観光課
事業開始年度	平成27年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市水土里保全活動事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【名称】Team雑田堀            【活動目的】農業用水路の維持管理活動をすることで、水田等の農地を保全する。            【内容】農業用水路の清掃や草刈りを実施し、水路の維持を図るとともに、水路から灌漑する農地の遊休農地化を防ぐ。</p>		
補助の目的及び内容	<p>【目的・内容】農地や用水路がもつ農産物の生産や環境、景観等の多面的機能を維持するため、農業者等の団体が共同作業で実施する草刈りや清掃等の維持管理活動について、活動によって維持される農用地の面積及び水路延長に応じて補助するもの。</p>		
補助対象経費	用水路や水路肩の草刈り、清掃、植栽活動等に係る経費		
補助による効果	農地や用水路の保全はもとより、多様な主体の協力・連携が強化され地域全体の結束力が高まったほか、地域住民や往来者の憩いの場となる親水空間が創出され、用水路やビオトープの地域資源としての魅力が高まった。		
補助率	定額(補助率10/10) 水田:10aあたり3,000円、畑:10aあたり2,000円、水路:10mあたり3,000円		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	東京都の補助制度が継続する間の実施を認める。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	29	商工業振興事業	生活環境部経済観光課
事業開始年度	昭和48年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市商工業振興事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【団体名】むさし府中商工会議所            【活動目的】地区内における商工業の総合的な改善・発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資する。            【内容】商工業に関する調査研究を行うこと、商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと、商工業に係る講演会又は講習会を開催すること、等</p>		
補助の目的及び内容	市内中小企業の振興と安定を図るため、中小企業の公正な経済活動の基盤となる商工業団体が行う商工業振興事業を支援・促進する。		
補助対象経費	商工まつり、商業祭助成金、商工振興表彰式典、経営情報提供事業、中小企業インターネット等活用支援事業、創業支援事業		
補助による効果	団体が行う各種事業を支援することで、商工業の振興と安定に寄与することができる。		
補助率	商工まつり、商工振興表彰式典、経営情報提供事業、中小企業インターネット等活用支援事業、創業支援事業・・・事業費の1/2以内、設営費の1/3以内、商業祭助成金・・・事業費の定額		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は既存事業の成果を把握した上で、より効果的な支援策を検討すべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	30	商店街イベント事業	生活環境部経済観光課
事業開始年度	昭和48年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市新元気をさせ商店街等補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【団体】市内商店会等</p> <p>【活動目的及び内容】商店街が形成されてる地域において小売商業・サービス業等を営む者が協同して経済事業を行うとともに、当該地域の環境の整備改善を図る。</p>		
補助の目的及び内容	<p>【目的】商店会等の主催または共催による商店街の街区内における行事にかかる経費を補助することにより、元気で活力ある商店街の形成を図る。</p> <p>【内容】地域住民及び来訪者のために商店会等が実施する行事に対する補助</p>		
補助対象経費	イベントの周知に係る費用、会場設営に係る費用、抽選会等の景品購入費用、来街者への記念品購入費用、出演料、アルバイト代ほか、イベント開催に直接係る経費		
補助による効果	イベントの開催に際しては、商店会員はもちろんのこと、地域住民と様々な形での協働がなされており、地域の元気及び安全性の向上に大きく寄与している。		
補助率	補助対象経費の2/3以内 【補助限度額】一商店会当たり、年間600万円。		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>都の補助対象事業数は1商店会当たり2事業を上限としているため、主管課は3事業目以降について廃止または補助率を1/2以下に見直すことを検討すべきである。</p> <p>見直しの視点 : 補助率の高い補助金</p>		



## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	31	商店街活性化事業	生活環境部経済観光課
事業開始年度	昭和48年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市新元気をさせ商店街等補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【団体】市内商店会等                      【活動目的及び内容】商店街が形成されてる地域において小売商業・サービス業等を営む者が協同して経済事業を行うとともに、当該地域の環境の整備改善を図る。</p>		
補助の目的及び内容	<p>【目的】装飾街路灯等の新設・修繕、販売促進ほか商店街の活性化に要する経費を補助することにより、元気で活力ある商店街の形成を図る。                      【内容】                      ・街路灯証明と商店街の美観及び防犯を目的として設置する装飾街路灯の新設・修繕費等に対する補助。                      ・販売促進ほか商店街の活性化を図るための事業費に対する補助                      ・商店街の組織力を強化するための事業</p>		
補助対象経費	<p>装飾街路灯・アーチの新設、修繕、移設及び撤去。アーケードの新設、修繕及び撤去。装飾舗装道路施設の新設及び修繕。                      商店街の組織力強化を図るための事業。                      その他活性化を図るための事業。</p>		
補助による効果	<p>商店会が保有する街路灯等の維持管理のほか、タウンマップやホームページの作成等、商店会の活性化に係る事業を支援することにより、安全・安心で元気な商店街を来街者にアピールでき、商店街の活性化に寄与する。</p>		
補助率	<p>補助対象経費の2/3以内【補助限度額】上記補助対象経費に記載の 及び は1事業につき2,000万円、は1事業につき600万円。</p>		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>・主管課は、都の補助対象事業にも関わらず、事業の早期実施等を理由に、当該団体が都の補助事業を活用しない場合は補助率を1/2以下に見直すことを検討すべきである。                      ・主管課は、都の補助対象以外の事業について廃止または補助率を1/2以下に見直すことを検討すべきである。                      見直しの視点 : 補助率の高い補助金</p>		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	32	商店街共同施設電気料補助事業	生活環境部経済観光課
事業開始年度	昭和48年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市商店街装飾街路灯等電気料補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【団体】市内商店会等</p> <p>【活動目的及び内容】商店街が形成されてる地域において小売商業・サービス業等を営む者が協同して経済事業を行うとともに、当該地域の環境の整備改善を図る。</p>		
補助の目的及び内容	<p>【目的】装飾街路灯やアーチ等に係る電気料金を補助することにより、明るく良好な美観を創出するとともに、防犯・交通安全上良好な環境を保つ。</p> <p>【内容】街路照明と商店街の美観及び防犯を目的として設置された装飾街路灯・アーチ・アーケードの電気料金の補助。</p>		
補助対象経費	装飾街路灯、アーチ、アーケードの電気料		
補助による効果	安全・安心で、元気な商店会のアピールにつながる。		
補助率	LED装飾街路灯:総額の95%、水銀灯装飾街路灯:総額の85%、アーチ及びアーケード:総額の50%		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>主管課は施設電気料と防犯灯を設置した場合の電気料の比較を行い、他市の状況を踏まえた上で補助率を見直すことを検討すべきである。</p> <p>見直しの視点 :補助率の高い補助金</p>		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	33	製造業等活性化事業	生活環境部経済観光課
事業開始年度	平成11年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市製造業等活性化事業補助金交付規則		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【団体】市内中小企業者</p> <p>【活動目的】市内中小企業者は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、利益の最大化を図り、日本経済の基盤を形成している。特に、多数の中小企業者が新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等日本経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な役割を担っている。</p>		
補助の目的及び内容	府中市内の製造業等の中小企業者が、新製品・新技術の開発や市場販路開拓、ISO等の国際規格認証取得で負担する経費の一部を助成することで、製造業等の活性化を図る。		
補助対象経費	<p>【新製品・新技術開発事業】専門家指導料、原材料費、副材料費、機械等の購入費、使用料、設計料、外注加工費等、外部委託費、会議室等使用料その他市長が必要と認める経費</p> <p>【市場開拓事業】展示会出品費その他の販売促進費および会議室等使用料、展示デザイン等指導料、調査等外部委託費、新聞・広告等掲載費、製品等見本作成費、パネル・パンフレット作成費その他市長が必要と認める経費</p>		
補助による効果	市内の製造業等の中小企業者が、新製品・新技術の開発や市場販路開拓、ISO等の国際規格認証取得で負担する経費の一部を助成することで、製造業等の活性化を図ることができる。		
補助率	<p>【新製品・新技術開発事業】査定事業費の2/3以内(補助限度額100万円)</p> <p>【市場開拓事業】査定事業費の1/2以内(補助限度額10万円)</p> <p>【ISO取得事業】査定事業費の1/2以内(補助限度額30万円)</p> <p>【エコアクション21取得事業/特許取得事業】査定事業費の1/2以内(補助限度額10万円)</p>		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>主管課は補助率を1/2以下に見直すことを検討すべきである。</p> <p>見直しの視点 : 補助率の高い補助金</p>		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	34	特産品等開発支援事業	生活環境部経済観光課
事業開始年度	平成17年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市特産品等開発支援事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	〔団体〕市内商業者 〔活動目的及び内容〕サービスや物などを必要としている人などと結びつけることで利益を得ること。		
補助の目的及び内容	〔目的〕商業者の特産品等の開発を支援することにより、府中市の魅力向上と商業及び観光の振興を図る。 〔内容〕新たな特産品の開発に係る経費の補助及び既存特産品の販売促進に係る経費の補助。		
補助対象経費	原材料購入費、外注加工費、専門家指導料、設計料、会議室等使用料、展示会出品費、販売促進費、展示デザイン等指導料、調査等外部委託費、新聞・広告等掲載費、製品等見本作成費、パネル・パンフレット作成費、その他市長が必要と認める経費。		
補助による効果	府中市の魅力の向上と商業及び観光の振興に寄与する。		
補助率	名産品開発・発掘事業は2/3以内、市場流通促進事業は1/2以内 〔補助限度額〕1人又は2人で構成されるグループが実施する場合15万円、3人以上で構成されるグループが実施する場合30万円		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は補助率を1/2以下に見直すことを検討すべきである。 見直しの視点 : 補助率の高い補助金		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	35	観光事業	生活環境部経済観光課
事業開始年度	昭和53年		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市観光事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【団体】特定非営利活動法人 府中観光協会</p> <p>【活動目的及び内容】観光を通じて地域の活性化、産業振興を図り、もって府中市の発展を期すること。観光を通じ、市民と協働してまちづくりを行うことを目的としている。</p>		
補助の目的及び内容	<p>【目的】府中市観光振興プランに基づき、観光振興を推進し、賑わいと魅力あるまちづくりを目指した施策を展開する中で、観光事業の推進を担っている府中観光協会の事業を助成することで、市内の観光資源を活用し、新たな観光資源の発掘や情報発信の充実など、民間団体と協働しながら観光事業の拡大を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】観光振興事業の実施、観光事に関する調査研究、観光資料の収集・管理、観光客受け入れに対する指導、観光PR・情報提供事業ほか</p>		
補助対象経費	観光情報提供事業、観光振興事業、観光啓発・協賛事業、観光客誘致事業、その他観光推進に係る事業		
補助による効果	観光に関する事業を実施することで、観光客を誘致し地域の活性化を図ることができる。都市間の競争が激化する中、市のシティセールスを効果的に実施することができる。		
補助率	1 / 2以内(一部を除く)		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>主管課は積立金や繰越金の使途を精査した上で、高補助率の事業について、補助率を1 / 2以下に見直すことを検討すべきである。</p> <p>見直しの視点 : 繰越金や積立金が経常的に生じている団体に対する補助金</p> <p>見直しの視点 : 補助率の高い補助金</p>		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	36	例大祭観光事業	生活環境部経済観光課
事業開始年度	昭和57年		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市例大祭観光事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	【団体】特定非営利活動法人 府中観光協会 【活動目的及び内容】府中市の観光の振興を図り、それを通じて地域の活性化、産業振興を図り、もって府中全体の活性化を図ることを目的としている。		
補助の目的及び内容	【目的】貴重な観光資源である大國魂神社例大祭を広く宣伝、紹介することで観光客の誘致を図るとともに、その受入れ体制の整備等を行い、魅力ある観光事業を実施する。 また、府中観光協会が指定する市民参加団体が実施する各種関連行事や観光客誘致事業に対して財政的援助を行い、あわせて観光の振興を図る		
補助対象経費	観光客の誘致事業、市民団体参加事業		
補助による効果	府中市において最も多くの観光客を誘客する観光資源である大國魂神社の例大祭に関する事業のうち神事ではない山車・囃子巡行に関わる部分であり、歴史ある本祭事を市民とともに継承していくためには、多額の費用が必要になる巡行経費や修繕費を市民に全て負担させるには大きな支障をきたす。 本補助事業により、市民の負担軽減、文化の継承、観光PRが促進できる。		
補助率	街頭装飾費、山車・囃子巡行経費、子供みこし巡行経費、万灯制作費、障害保険料、道路使用手数料の1/2以内		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は事業の頒布金と補助金の在り方を検討すべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	37	府中駅周辺防犯カメラシステム運用事業	生活環境部地域安全対策課
事業開始年度	平成17年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市市民生活の安全確保に関する条例 府中市防犯カメラ整備事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	【団体名称】府中駅周辺安全安心まちづくり連絡協議会 【活動目的】府中駅や駅周辺の店舗等を訪れる人々の安全を確保する。 【活動内容】防犯カメラの設置及び維持管理並びに定期的なパトロール		
補助の目的及び内容	【補助目的】犯罪の抑止及び捜査の進展への寄与 【補助内容】東京都の補助金を活用し、防犯カメラの設置に係る経費の5/6以内を補助する。(1,000万円限度)また、防犯カメラの維持管理に係る年間経費の10/10を補助する。(90万円限度)		
補助対象経費	防犯カメラの設置に係る経費(購入費、賃借に係る経費又は取り付けに係る経費) 防犯カメラの維持管理に係る経費(修繕費、稼動に係る経費、その他の維持管理に要する経費)		
補助による効果	防犯カメラが府中駅周辺に整備され、適切に運用されていることによって、駅周辺を訪れる方々の安全安心を長期的に確保することができる。		
補助率	【設置に係る補助率】5/6(内1/2は東京都補助) 【維持管理に係る補助率】10/10		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	維持管理費について、主管課は将来の方向性を見据えたなかで補助率を見直すことを検討すべきである。 見直しの視点 : 補助率の高い補助金		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	38	商店街等防犯カメラ整備事業	生活環境部地域安全対策課
事業開始年度	平成29年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市市民生活の安全確保に関する条例 府中市防犯カメラ整備事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	【団体名称】市内商店会 【活動目的】商店街が形成されている地域において、小売商業・サービス業等を営む者が協同して経済事業を行うとともに、当該地域の環境の整備改善を図る。		
補助の目的及び内容	【補助目的】市内における安全で安心なまちの実現の寄与 【補助内容】防犯カメラの設置に係る経費の5/6以内を補助する。(1商店会あたり300万円限度)また、防犯カメラの維持管理に係る年間経費の10/10を補助する。(1商店会あたり25万円限度)		
補助対象経費	防犯カメラの設置に係る経費(購入費、賃借に係る経費又は取り付けに係る経費) 防犯カメラの維持管理に係る経費(修繕費、稼動に係る経費、その他の維持管理に要する経費)		
補助による効果	市内各商店街に防犯カメラの設置をすることで、商店街の利用者、通行人の安全安心を長期的に確保することができる。		
補助率	【設置に係る補助率】5/6(内1/2は東京都補助) 【維持管理に係る補助率】10/10		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	維持管理費について、主管課は将来の方向性を見据えたなかで補助率を見直すことを検討すべきである。 見直しの視点 : 補助率の高い補助金		



## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	39	府中市コミュニティバス運行助成事業	生活環境部地域安全対策課
事業開始年度	平成15年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【団体名称】 京王バス中央株式会社</p> <p>【活動目的】 バスの運行によるモビリティを確保する。</p> <p>【活動内容】 路線バスや府中市コミュニティバスを運行する。府中市コミュニティバスについては、現在5路線7ルートを運行している。</p>		
補助の目的及び内容	<p>【補助目的】 市内の交通不便地域の解消、公共施設及び府中駅周辺の買物施設への接続、高齢者や障害者の社会参加の促進、市民生活の利便を図る。</p> <p>【補助内容】 府中市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、バス運行事業に係る運送費及び関連経費の総額から運行収入の総額を控除した額を補助金として交付する。</p>		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運送費(人件費、燃料油脂費、車両修繕費、車両原価償却費、自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、その他経費)</li> <li>・一般管理費(人件費、その他経費)</li> <li>・車両購入に係る金利</li> </ul>		
補助による効果	<p>コミュニティバスの運行区域は、採算が見込めず民間路線バスが運行しないことから、補助金を交付しコミュニティバスを運行することでしか地域の公共交通を確保する方法はない。したがって、交通不便地域の解消等の市の施策及びモビリティ確保等の交付事業者の活動目的を実現するためには、補助金の交付が必然的に求められる。</p>		
補助率	補助対象経費の総額から運行収入の総額を控除した10 / 10		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は利用実態を踏まえ、適正な料金の改定を検討すべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	40	府中市コミュニティバス停留所等整備事業	生活環境部地域安全対策課
事業開始年度	平成15年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【団体名称】 京王バス中央株式会社</p> <p>【活動目的】 バスの運行によるモビリティを確保する。</p> <p>【活動内容】 路線バスや府中市コミュニティバスを運行する。府中市コミュニティバスについては、現在5路線7ルートを運行している。</p>		
補助の目的及び内容	<p>【補助目的】 市内の交通不便地域の解消、公共施設及び府中駅周辺の買物施設への接続、高齢者や障害者の社会参加の促進、市民生活の利便を図る。</p> <p>【補助内容】 府中市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、バス運行事業に係る運送費及び関連経費の総額から運行収入の総額を控除した額を補助金として交付する。</p>		
補助対象経費	バス停留所新設、移動に伴うバス停留所標識等関連施設設置工事費		
補助による効果	停留所等の施設整備は、運行に付帯する事業であるため、運行が継続する以上、不可欠である。		
補助率	補助対象経費の10 / 10		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は利用実態を踏まえ、適正な料金の改定を検討すべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	41	文化振興財団自主事業	文化スポーツ部文化生涯学習課
事業開始年度	平成13年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	公益財団法人府中文化振興財団の事業等の助成に関する補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	公益財団法人府中文化振興財団 芸術文化の振興、コミュニティ活動の奨励、当市が委託する施設の管理運営、地域文化の推進、郷土資料公開普及事業等を目的として活動している。(ただし、郷土資料公開等に係る事業については、ふるさと文化財課の所管)		
補助の目的及び内容	公益財団法人府中文化振興財団は、芸術文化とコミュニティ活動の振興等を目的に市が出資して設立した団体である。補助対象経費は、芸術文化振興事業・コミュニティ活動振興事業・奨励援助事業の事業費並びに財団職員の人件費(一部)であり、公益財団法人府中文化振興財団の事業等の助成に関する補助金交付要綱に基づき交付している。		
補助対象経費	1 事業実施にあたって招く講師や、指導者等に支払う謝礼金 2 事業に必要な消耗品、事務用品、資料等の購入費及び印刷費 3 事業開催に伴う連絡等に要する郵便料及び荷物等の運搬費 4 事業実施に必要な会場使用料及び器具使用料 5 事業実施に必要な委託料 6 事業の広告宣伝に要する広報費 7 その他当該事業にかかわる経費 8 補助対象事業に係る人件費		
補助による効果	府中文化振興財団は、芸術文化とコミュニティ活動の振興等を目的に市が出資して設立した団体であり、補助金を交付することで財団の健全な事業運営を図ることが可能となっている。		
補助率	・事業費:総事業費から入場料収入等を差引いた額(約20～24%) ・自主事業に係る人件費:100% (全体としては約44～48%)		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は当該団体に対して、事業の収益性と公益性のバランスを図りつつ、歳入確保に努め、健全な運営を図るよう働きかけを行うべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	42	郷土の森博物館自主事業	文化スポーツ部ふるさと文化財課
事業開始年度	昭和62年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	公益財団法人府中文化振興財団の事業等の助成に関する補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	公益財団法人府中文化振興財団 芸術文化の振興、コミュニティ活動の奨励、当市が委託する施設の管理運営、地域文化の推進、郷土資料公開普及事業等を目的として活動している。(ただし、郷土資料公開等に係る事業以外については、文化生涯学習課の所管)		
補助の目的及び内容	公益財団法人府中文化振興財団は、芸術文化とコミュニティ活動の振興等を目的に市が出資して設立した団体である。補助対象経費は、郷土資料公開普及事業の事業費並びに財団職員の人件費(一部)であり、公益財団法人府中文化振興財団の事業等の助成に関する補助金交付要綱に基づき交付している。		
補助対象経費	臨時職員の賃金、消耗品事務用品の購入費、印刷製本費、郵便料、運搬料、賃借料、委託料、広報費、その他事業の実施に係る経費		
補助による効果	府中文化振興財団は、芸術文化とコミュニティ活動の振興等を目的に市が出資して設立した団体であり、補助金を交付することで財団の健全な事業運営を図ることが可能となっている。		
補助率	なし		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は当該団体に対して、事業の収益性と公益性のバランスを図りつつ、歳入確保に努め、健全な運営を図るよう働きかけを行うべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	43	府中市社会福祉協議会運営事業	福祉保健部地域福祉推進課
事業開始年度	昭和45年		
根拠となる条例・規則・要綱等	社会福祉法人府中市社会福祉協議会助成条例 社会福祉法人府中市社会福祉協議会助成条例施行規則		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	社会福祉法人府中市社会福祉協議会は、本市における地域福祉の増進を担う中核組織として、市民が相互に支え合うまちづくりを実現するため、社会福祉を目的とする事業を幅広く実施している。 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整、助成及び住民参加援助等、社会福祉法に基づき地域福祉の増進を図るための諸活動を実施している。		
補助の目的及び内容	社会福祉法人府中市社会福祉協議会は、地域における住民主体の社会福祉の実現を目的とした地域福祉活動を継続的かつ安定的に推進するための中心的存在となっている。 法人運営及び事業実施に係る人件費と、地域福祉事業に係る事業費の一部を補助し、同協議会の安定的かつ継続的な運営を支援する。		
補助対象経費	法人運営及び事業実施に係る人件費と地域福祉事業に係る事業費の一部		
補助による効果	社会福祉法人府中市社会福祉協議会の活動は、本市の地域福祉計画の重点目標である「福祉コミュニティの形成」及び「セーフティネットの充実」を達成するために重要な役割を果たすものである。収益事業に限られる同協議会への補助を実施することにより、住民が主体となった地域福祉活動の促進を期待できる。		
補助率	【補助率10 / 10】人件費、事務室使用料、広報発行費、在宅福祉事業費 【補助率 1 / 2】その他の地域福祉事業費		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は高補助率の事業を精査し、補助率を見直すことを検討すべきである。 見直しの視点 : 補助率の高い補助金		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	44	単位シニアクラブ運営事業	福祉保健部高齢者支援課
事業開始年度	昭和47年		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市老人クラブ補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【名称】市内老人クラブ</p> <p>【目的】高齢者の生きがいを高めるため、教養活動、健康増進のためのスポーツ活動等を行うことを通じて、会員相互の見守り活動や親睦を図っている。また、ボランティア活動等の社会活動へも積極的に参加し、地域住民とのコミュニケーションを深め、クラブの活動を通じて高齢者福祉向上を図る。</p> <p>【内容】総会、役員会、研修会、演芸大会、歩行会、輪投げ、グラウンドゴルフ、ペタンク、囲碁・将棋、道路・公園等の清掃、募金活動、友愛活動、健康づくり事業等</p>		
補助の目的及び内容	<p>高齢者が明るく健全な生活を送るため、老人クラブが行う社会奉仕活動(道路・公園清掃、クラブ加入者ひとり世帯及び老人世帯の見守り活動等)・文化活動(囲碁・将棋・手芸等)・健康増進活動(介護予防教室の開催、輪投げ、グラウンドゴルフ、ペタンク等)に対して補助を行う。</p>		
補助対象経費	<p>上記活動に係る、用具代、材料費、印刷費、交通費、施設使用料、電話料等は対象経費。リクリエーション、飲食を目的にしている事業や市から委託料の支払われている清掃活動に係る経費は対象外。</p>		
補助による効果	<p>老人クラブが行う社会奉仕活動・文化活動・健康増進活動に対して補助を行うことにより、高齢者の加入を促進し、高齢者が明るく健全な生活を送る。</p>		
補助率	1クラブ基本額259,800円に会員数、活動回数、会報発行回数の加算額有		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>主管課は繰越金が多い団体に対して、補助基準の在り方を検討すべきである。</p>		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	45	府中市シニアクラブ連合会運営事業	福祉保健部高齢者支援課
事業開始年度	昭和47年		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市老人クラブ補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【名称】府中市老人クラブ連合会</p> <p>【目的】各単位老人クラブが実施する、高齢者の生きがいを高めるため、教養活動、健康増進のためのスポーツ活動等の成果を発表する、スポーツ大会や演芸大会などの文化活動を実施し、クラブ間の交流や親睦を図っている。また、市が主催する交通安全事業や子どもの見守り活動など多くの事業への協力や大国魂神社の清掃活動など、地域住民とのコミュニケーションを深め、組織的な社会貢献を行っている。</p>		
補助の目的及び内容	連合会が行う活動に対して、その事業費の一部を補助することにより、円滑な事業運営や人材育成を図り、単位クラブへの支援、指導を行う。		
補助対象経費	<p>総務部、研修部、広報部、文化部、体育部、奉仕部、女性部が実施する各種事業。</p> <p>【例】輪投げ大会、ベタンク大会、グラウンド大会、演芸大会、カラオケ大会、府老連だよりの発行、連合会総会、役員会等の会場使用料、印刷代、用具購入費等</p>		
補助による効果	単位老人クラブが、日頃行っている活動の成果を発揮する機会を連合会が設けることで、会員の生きがいづくりや健康増進など介護予防につながっている。		
補助率	なし		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は国や都が定める補助基準を超えて補助金を交付する根拠を精査すべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	46	府中市シルバー人材センター運営事業	福祉保健部高齢者支援課
事業開始年度	昭和53年		
根拠となる条例・規則・要綱等	公益社団法人府中市シルバー人材センター補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【名称】公益社団法人 府中市シルバー人材センター</p> <p>【活動目的】一般就労になじまない、健康で働く意欲のある原則として60歳以上の高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、その知識と経験、希望に沿った就業機会を確保し、生活の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある知己社会づくりに寄与することを目的とする。</p>		
補助の目的及び内容	<p>定年退職後等の就業を希望する健康な高齢者に対し、その意欲や能力に応じた就業の機会を確保・提供するシルバー人材センターを育成することにより、高齢者の就業機会の提供及び開拓を図る。また、高齢者の就業を通じた社会参加が促進されることにより、地域コミュニティの発展や地域経済の活性化、医療費の抑制や介護予防の推進などの効果が期待できる。</p>		
補助対象経費	<p>公益目的事業に要する経費  ただし、飲食に要する経費、講習会等の講師その他役務を提供する者に対する謝礼金、物品における仕入れに要する経費及び材料費、会員に対する配分金、貸倒引当金繰入額、保険料、車両運搬具及び什器備品の購入に要する経費を除く</p>		
補助による効果	<p>社会参加意欲のある健康な高齢者に対し、その知識や経験に応じた就業並びに社会奉仕等の機会を提供することにより高齢者の生きがいづくりの推進に寄与している。</p>		
補助率	要綱上に補助率の定めはない。		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は会費を他市並みに見直すよう、当該団体に働きかけを行うべきである。		



## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	47	障害者日中活動系サービス事業所運営費補助事業	福祉保健部障害者福祉課
事業開始年度	平成24年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市障害者日中活動系サービス事業所運営費補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>障害のある方々の社会参加という基本的な立場にたち、諸権利の保障と生きがいを享受できるような施設として、その目的を達成するために次の活動を行っている。</p> <p>1 適切な「労働と教育」・「生活と訓練」・「文化とレクリエーション」等の活動を多種多様な形で行う。 2 地域の実情を理解し、可能な限り責任を分担して協力、参加する。 3 通所者の自主的活動はこれを保障し、援助する。 4 その他、必要とする活動はこれを行う。</p>		
補助の目的及び内容	<p>障害者の自立及び社会参加を促進し、障害者福祉の向上を図るため、一般就労が困難な障害者に通所の方法で授産・生活訓練を実施している施設に対し、運営費の補助を行う。</p> <p>【補助基準】(市)家賃補助、施設維持管理費補助、重度加算補助</p>		
補助対象経費	<p>・家賃補助 ・施設維持管理費(エレベーター保守料・変電設備保守料・消防設備保守料・空調設備保守料の4種のみ) ・重度加算補助(加配している職員への人件費補助)</p>		
補助による効果	<p>障害者の社会的自立を図るため、福祉的就労の場として授産・生活訓練を実施している当該福祉施設に対する運営費の補助は、施設運営の安定、充実に貢献し、障害者福祉の向上に寄与している。</p>		
補助率	補助率の設定はしていない。		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>・主管課は家賃補助と施設維持管理費補助を見直すことを検討すべきである。</p> <p>・主管課は重度加算補助について精査すべきである。</p>		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	48	障害者日中活動系サービス事業所運営費補助事業	福祉保健部障害者福祉課
事業開始年度	平成24年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市障害者日中活動系サービス事業所運営費補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	心身にハンディを持った子供たちの個性を大切に、地域で仲間とともに過ごしなが社会性を身につけてゆくこと。		
補助の目的及び内容	障害児福祉の向上を図るため、心身に障害のある学齢児童を主な対象として、学校放課後や長期休暇等に集団活動・生活訓練等を実施し、児童福祉法内化事業所を運営する施設に対し、運営費の助成を行う。 【補助基準】(市)・重度補助・家賃補助(経過措置期間)		
補助対象経費	【家賃補助】家賃に係る経費 【重度加算】人件費(職員を加配している費用)		
補助による効果	・職員配置を充実させることができることによって、重度の障害児でも安心して通所することができる。		
補助率	・補助率は設定していない。 ・上限180万円/年		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は重度加算補助について精査すべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	49	障害者生活介護事業運営費補助事業	福祉保健部障害者福祉課
事業開始年度	平成16年		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市障害者生活介護事業運営費補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>障害を持つ人を支援するために、個別支援プログラムによるサービスを提供し、諸権利の保障と生きがいの享受を実現する施設として、その目的達成のため次の活動を行う。</p> <p>1 機能訓練、社会適応訓練...介護指導、スポーツレクリエーションを含む                  2 創作活動...手芸、絵画、工作、陶芸等 3 入浴サービス 4 給食サービス 5 送迎サービス                  6 介護サービス 7 健康指導...看護師による医療ケア、日常健康管理、医療ケアの指導</p>		
補助の目的及び内容	<p>社会福祉法人足立邦栄会が、障害者支援施設みずきにおいて実施する障害福祉サービス(生活介護)事業に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより、事業の円滑な実施を図り、もって障害者福祉の向上に寄与する。</p> <p>1 根拠 府中市障害者生活介護事業運営費補助金交付要綱                  2 補助基準 対象経費から法に基づく給付費等、利用者負担金及び寄付金等を控除した額に、100分の35を乗じて得た額(府中市、三鷹市、調布市の3市で補助)</p>		
補助対象経費	生活介護事業に対し、その経費の一部を補助		
補助による効果	通所枠の確保 35人/1週間(月～金)		
補助率	補助率の設定なし		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	-		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	50	府中市中心身障害者(児)短期入所事業運営費補助事業	福祉保健部障害者福祉課
事業開始年度	平成18年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市中心身障害者(児)短期入所事業運営費補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>障害のある方とその家族の負担を軽減するため、障害のある方を施設で一時的に預かる短期入所(ショートステイ)事業を府中生活実習所において実施する。どんなに障害が重くても受け入れていくことを基本に、「いつでも」「安心して」「気軽に」利用できる事業を目指す。</p> <p>・開所日 利用:359日(12/29~1/3休み) 定員 3人(3床)</p> <p>・支援内容 身体介助、入浴、食事提供、健康管理等</p>		
補助の目的及び内容	<p>社会福祉法人あけぼの福祉会が実施する心身障害者(児)の短期入所事業に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより、事業の円滑な実施を図り、もって心身障害者(児)の福祉の向上を図る。</p> <p>補助基準 : 事業費総額から自立支援給付費基準額及び寄付金等を控除した額の範囲内の額</p> <p>補助対象 : 看護師、コーディネーター、支援員の人件費</p>		
補助対象経費	看護師、コーディネーター、支援員の人件費		
補助による効果	医療的ケアや強度行動の重度障害者等の利用登録及び登録後の利用希望日数ともに増加傾向にあり、家族の介護負担軽減のため、重要な事業となっている。		
補助率	補助率の設定なし		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は補助基準を明確にすべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	51	府中市中心身障害者(児)短期入所事業運営費補助事業	福祉保健部障害者福祉課
事業開始年度	平成28年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市中心身障害者(児)短期入所事業運営費補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>障害のある方とその家族の負担を軽減するため、障害のある方を施設で一時的に預かる短期入所(ショートステイ)事業を新規に開所する施設において実施する。どんなに障害が重くても受け入れていくことを基本に、「いつでも」「安心して」「気軽に」利用できる事業を目指す。</p> <p>・開所日 利用:359日(12/29~1/3休み) ・定員 5人(5床)</p> <p>・支援内容 身体介助、入浴、食事提供、健康管理等</p>		
補助の目的及び内容	<p>社会福祉法人あけぼの福祉会が実施する心身障害者(児)の短期入所事業に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより、事業の円滑な実施を図り、もって心身障害者(児)の福祉の向上を図る。</p> <p>【補助基準】事業費総額から自立支援給付費基準額及び寄付金等を控除した額の範囲内の額</p> <p>【補助対象】看護師、コーディネーター、支援員の人件費</p>		
補助対象経費	看護師、コーディネーター、支援員の人件費		
補助による効果	医療的ケアや強度行動の重度障害者等の利用登録及び登録後の利用希望日数ともに増加傾向にあり、家族の介護負担軽減のため、重要な事業となっている。		
補助率	補助率の設定なし		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は補助基準を明確にすべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	52	地域子育てひろば活動支援事業	子ども家庭部子育て支援課
事業開始年度	平成18年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市地域子育てひろば活動支援事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	地域で子育て支援のために活動する自主団体やNPOで、地域にある公会堂や集会所などを利用して主に0～2歳児までの在宅子育て家庭の親子を対象に、親子の交流を目的とした子育てひろば活動又は子育てに関する講演会や催し物などのイベント活動を行っている。		
補助の目的及び内容	【目的】地域の子育て中の親子の交流や育児不安解消のために活動する団体に対して活動経費の一部を補助する。 【対象】地域の子育て親子の交流活動又は子育てに関する講座(イベント)を実施する団体		
補助対象経費	広報費、講師謝礼、消耗品費、保険料、会場使用料		
補助による効果	本事業は第6次府中市総合計画における主要事業「子育てひろば活動事業」のうちの一事業として、市民と協働しながら子育て中の親の孤立化を防止し、子育て不安の解消に資する事業として、重要な役割を担っている。		
補助率	補助率の設定はしていない 補助上限額は、1団体につき48,000円/年		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課はひろば事業全体のなかでの支援の在り方について整理すべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	53	青少年対策地区活動推進事業	子ども家庭部児童青少年課
事業開始年度	昭和53年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市青少年対策地区委員会に対する補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【名称】府中市青少年対策地区委員会            【目的】中学校区ごとに11地区で構成された地域のボランティア団体として、市の附属機関である府中市青少年問題協議会において審議された青少年健全育成基本方針に協力し、青少年の健全育成を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域パトロールによる環境浄化や非行防止活動</li> <li>・ふれあい音楽会等の文化事業活動</li> <li>・地域スポーツ大会等のスポーツ事業活動</li> <li>・地域での交流を図るレクリエーション事業活動</li> <li>・「家庭の日」等の啓発活動</li> </ul>		
補助の目的及び内容	<p>【目的】青少年を取り巻く様々な地域の課題を解決し、地域の交流活動を主体的に実施していくことを推進し、青少年の心身ともに健やかな成長を図る。</p> <p>【内容】1地区当たり436,500円(以下「基準額」という。)を上限に交付する。ただし、交付申請額が基準額未満である団体がある場合にあっては、基準額から交付申請額が基準額未満である団体の交付申請額を控除した額の合計額(交付申請額が基準額を超える団体が複数ある場合にあっては、当該団体ごとの交付申請額から基準額を控除した額に応じて当該合計額を按分した額)を基準額に加算した額を上限とする。</p>		
補助対象経費	環境浄化活動、非行防止活動、育成事業、啓発事業、地区委員会運営事務に係る報償費、交通費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、市長が必要と認める経費		
補助による効果	青少年の健全育成を図っていくためには地域・学校・行政が連携し、地域ぐるみでの教育力の向上が必要不可欠となっている。青少年対策地区委員会との協働を推進することで、各地域の実情にあった課題の迅速な解決が可能となる。		
補助率	【補助率】10/10 【基準額】436,500円(未使用分は返還)		
評価結果	継続交付すべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	主管課は青少年健全育成事業のあり方を踏まえ、補助金としての支出が適切かどうか精査すべきである。		

## 団体補助金に関する総点検の評価結果

評価年度	No.	補助対象事業名	担当部課
H 30	54	子ども会活動事業	子ども家庭部児童青少年課
事業開始年度	昭和59年度		
根拠となる条例・規則・要綱等	府中市青少年団体事業補助金交付要綱		
補助金交付団体の名称・活動目的・内容	<p>【名称】子ども会</p> <p>【目的】地域における異年齢集団のつながりを軸として、青少年の健全な育成に資する活動を行うとともに、子育てに係る親同士の情報交換や身近に相談できる人間関係の構築を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種スポーツ、レクリエーション活動</li> <li>・野外活動</li> <li>・奉仕活動</li> </ul>		
補助の目的及び内容	<p>【目的】子ども会の自主的活動を助長し、青少年の社会参加を進める。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子ども会が自主的に行う事業に対する補助</li> <li>2 指導者保険料(社会福祉法人東京都社会福祉協議会のボランティア保険)の納付に対する補助</li> </ol>		
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業補助 報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料</li> <li>2 保険料補助 保険料</li> </ol>		
補助による効果	<p>育成事業や社会貢献活動などを通じ、地域における子ども同士の交流を図るとともに、子育てに対する身近な相談などを行う保護者同士の情報交換の場として、顔の見える関係を築き、お互いに安心して地域の子どもの健全育成に取り組める効果がある。また、子どもたちの社会性・協調性が身につくことにより、ひきこもり等の事前予防にもなる。</p>		
補助率	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業補助 補助率: 2 / 3、上限額: 13,800円</li> <li>2 保険料補助 上限額: 会員数4人につき1人以内の指導者数に、500円を乗じて得た額</li> </ol>		
評価結果	見直しすべきもの		
補助金等審査委員会での主な意見	<p>主管課は補助対象事業を見直すとともに、補助金以外の支援について検討すべきである。</p>		